

介護老人保健施設かにえ 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の
ご案内（重要事項説明書）
（令和7年10月1日現在）

1. 施設の概要

（1）施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 かにえ
- ・開設年月日 平成29年11月1日
- ・所在地 愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字佐屋川東48番地1
- ・電話番号 0567-96-7001 ・ファックス番号 0567-96-7004
- ・管理者名 真野 寿雄
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（2355680048号）

（2）介護老人保健施設の目的と運営方針

「事業の目的」

医療法人瑞頌会が開設する介護老人保健施設かにえ（以下「事業所」という）は、要介護状態（介護予防については要支援状態）と認定された利用者さんに対し、介護保険法令の趣旨に基づき、看護・医学的管理の下で介護や機能訓練、その他必要な介護保険施設サービスを提供することにて、利用者さんが可能な限り在宅にて、自らの能力に応じた日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護を提供し、在宅ケアを支援することを目的にした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営方針を定めておりますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

「運営の方針」

1. 要介護者および要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下に入浴・排泄・食事等の介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、利用者さんの心身機能の維持ならびにその家族の身体的・精神的負担の軽減を図るよう努めます。
2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

（3）施設の職員体制

- 医師 1名（常勤兼務、管理者と兼務）
- 薬剤師 1名（非常勤兼務）
- 看護職員 7名（常勤専従6名、非常勤専従1名）

介護職員	12名（常勤専従10名、非常勤専従2名）
介護補助	2名（非常勤専従）
支援相談員	1名（常勤専従）
理学療法士	2名（常勤専従）
作業療法士	2名（常勤専従1名、非常勤専従1名）
言語聴覚士	1名（非常勤専従）
管理栄養士	1名（常勤専従）
介護支援専門員	1名（常勤専従）
事務職員	3名（常勤専従2名、非常勤専従1名）

（４）入所定員等

- ・定員 60名
- ・療養室 個室4室 4人室14室

（５）通所定員 30名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）と計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事

原則、食堂でおとりいただきます。

提供時間	朝食	7：45～
	昼食	11：45～
	夕食	17：45～
- ⑤ 入浴

原則週二回、一般浴・機械浴等にて対応しています。

ただし、ご利用者さんの身体の状況に応じて清拭になることがあります。
- ⑥ 医学的管理・看護

看護師が常駐し、随時医師による診察を行うことにより、ご利用者さんの健康管理に努めています。
- ⑦ 介護

ご利用者さんの身体状況に応じた介護を行っています。寝たきり防止のため、できる限り離床に努めています。
- ⑧ リハビリテーション

身体機能の低下防止のため、医師の指示のもと、セラピストによりご利用者さんのADLに応じたリハビリテーションを計画し提供しています。

⑨ レクリエーション・行事

クラブ活動やレクリエーション、季節ごとに行事を行っています。
クラブ活動にかかる費用は実費にてお支払いいただいております。

⑩ 相談援助サービス

ご利用者さん及びご家族からのご相談には、誠意をもって可能な限り必要な援助を行うよう努めています。

⑪ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

管理栄養士による栄養管理を行い、ご利用者さんの健康状態に応じた食事を提供しております。

⑫ 理美容サービス

外部理容業社をご利用いただくことができます。(実費)

⑬ 行政手続代行

⑭ その他

※これらのサービスの中には、ご利用者さんからの基本料金とは別に利用料金をいただくものもあります。

3. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所にご協力をいただき、利用者さんの状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関 医療法人瑞頌会 尾張温泉かにえ病院
- ・協力歯科医療機関 島崎歯科

その他急性期医療を必要とする場合は、海南病院・津島市民病院等近隣急性期病院へ救急搬送することがあります。

なお、緊急の場合には、入所契約書に記載された身元引受人に対しご連絡します。

4. 施設ご利用の際にご留意いただく事項

① 食事

施設ご利用中の食事は、原則施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。施設ではご利用者さんの心身の状態に影響を与える栄養状態の管理を行っております。そのため、医師からの指示等特段の事情がない限り、食事の持ち込みはご遠慮ください。なお、飲み物の持ち込みについては、職員にご相談ください。

② 面会

来訪者は、面会票を記入し必ず施設内では面会証を携行ください。

面会時間 ※別紙参照

感染症の発生・流行等により面会について予告なく変更することがあります。

③ 洗濯物

入浴日の着替えの他適時着替えを行いますので、早めの補充交換をお願いします。外部委託業者による洗濯サービス、寝巻・下着・日常着などのレンタルもご利用いただけます。

④ 外出・外泊

外出・外泊届にて、行先・帰宅時間等の届出を提出ください。食事が不要の場合は、必ず外出・外泊届に記載をお願いします。

外出・外泊届に食事が不要との記載がない場合、また、朝食 前日 17:00、昼食及びおやつ 当日 10:00、夕食 当日 15:00 以降の食事のキャンセルについては所定の料金をいただくことになります。

外出・外泊中に外部医療機関をご利用になる場合は、施設医師による依頼書が必要となります。必ず、あらかじめ支援相談員にご相談ください。

⑤ 飲酒

施設内は、飲酒禁止です。

⑥ 喫煙

施設敷地内は、喫煙禁止です。

⑦ 火器の取扱い

マッチ・ライター・その他炎の出るものの持ち込みは禁止です。

⑧ 居室・設備・備品の利用

施設内の居室および共用部における設備・備品は、本来の用法に従ってご利用ください。

利用者さんが故意または過失により、滅失・破損・汚損した場合は、ご利用者さん自身により現状回復いただくか、相当の代価をお支払いいただきます。また、ご利用者さんの心身の状況等必要に応じて居室の変更をお願いすることがありますので、ご了承ください。

⑨ 所持品の持ち込み

所持品には、必ずご記名いただき、ご利用者さん及びご家族にて管理ください。所持品の紛失・破損についての責任は負いかねます。

⑩ 金銭・貴重品の管理

宝飾品・通帳・印鑑等貴重品や現金などの盗難・紛失の発生について、その責任は一切負いかねますので、持ち込みはご遠慮ください。なお、施設内に設置されています自動販売機を利用いただくのに必要な現金については、ご利用者さん自身の管理にて最小限の準備をお願いします。

⑪ 入所中の外部医療機関の受診

入所中は、外出・外泊中も含め、原則、外部医療機関を受診いただくことはできません。当施設医師により外部医療機関の受診が必要と判断される場合および当該施設で通常行えない医療行為については、当施設医師より外部医療機関に対し受診依頼書を発行し、受診をお願いします。受診依頼書を必ず持参のう

え、外部医療機関を受診ください。受診後は、領収証と明細書を1階事務所へご提出お願い致します。

受診依頼書のない外部医療機関受診については、実費負担が発生することがありますので、ご注意ください。

⑫ 宗教・政治・その他営利活動

施設内での宗教活動、政治活動、営利活動は一切禁止します。

⑬ ペット等動物の持ち込み

施設内にペット等動物を持ち込むことはできません。

5. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画および風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して、非常災害対策を行っています。

- ・防火施設 スプリンクラー、消火器、防火扉、避難器具、消火栓
- ・防火訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、施設内における喫煙・飲酒、ご利用者さんの「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」ペットの持込は禁止しています。

7. 要望及び苦情等の相談

- ① 当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。

電話 0567-96-7001 担当者 支援相談員

ご利用時間 月～金 午前9時～午後5時まで

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、施設玄関に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただくこともできます。

② その他関係機関

愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉室 TEL 052-971-4165

蟹江町役場 介護福祉課 TEL 0567-95-1111 (代表)

弥富市役所 介護高齢課 TEL 0567-65-1111 (代表)

津島市役所 高齢介護課 TEL 0567-84-1111 (代表)

愛西市役所 高齢福祉課 TEL 0567-86-8111 (直通)

あま市役所 高齢福祉課 TEL 052-444-3141 (直通)

名古屋市中川区役所 介護保険係
名古屋市港区役所 介護保険係

TEL 052-363-4417 (直通)
TEL 052-654-9715 (直通)

8. ご入所にあたり確認事項

- ① 介護老人保健施設では、ご利用者さん（短期利用の方も含む）に提供するサービスに医療も含まれております。したがって、ご利用者さんに必要な日常的な医療については施設の医師やスタッフが担当することとされており、入所中は施設にて対応ができない場合を除き、「かかりつけ医」を受診いただくことはできません。外出・外泊時においても、原則、「かかりつけ医」を受診いただくことはできません。
- ② ご利用者さんの心身状況により、また緊急時には、他の医療機関へ転院していただく場合があります。
- ③ 介護保険は、介護保険負担割合証に記載されている割合となります。2 ヶ月にわたり引き落とし口座の残高不足など故意に自己負担金をお支払いいただけない時は退所となる場合があります。
- ④ 初めて介護老人保健施設へ入所される方は、居住地の市町村役場にて所定の手続きをして下さい。
- ⑤ 入所中の洗濯物に関しましては、原則としてご家族にてご対応いただきますようお願い致します。外部委託業者による洗濯サービスをご利用いただくこともできます（実費）。

9. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますのでご請求ください。

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用料について

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みにあたり、ご利用を希望される方の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料

別紙参照

法定給付について

区分	利用料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額 施設介護サービス費(食材料費を除く)に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額 (施設介護サービスの基準に同じ)

実施地域を超えて行う送迎の費用は、片道3km未満は300円、片道3キロ以上は1kmを超えるごとに100円加算させていただきます。

3. お支払い方法

- ・原則、金融機関口座自動引き落としの手続きをお願いしています。（現金でのお支払いはできかねますのでご了承ください）
- ・毎月15日に請求書を発行し、事務所に直接お渡しいたします。ご面会時に、1階事務所受付にお越しください。